

令和元年度第2回
寝屋川市都市計画審議会
議事録

日時 令和元年 11 月 22 日（金）
午前 10 時 00 分から午前 10 時 55 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 5 階 第二委員会室

○出席者

- ①都市計画審議会委員 15名中13名出席
- ②理事者 市川副市長、大坪まち政策部長
- ③事務局 都市計画室 竹本室長、近成課長、湯田課長代理、
梶係長、濱田係長、竹本、渡邊、森井
まちづくり事業推進室 仲西室長、浜脇課長代理
農業委員会事務局 黒田事務局長代理、田中副係長
- ④傍聴者 2名

○議事内容

- 案件(1) 議案第144号
東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）
- 案件(2) 議案第145号
東部大阪都市計画用途地域の変更（市決定）
- 案件(3) 議案第146号
東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）
- 案件(4) 議案第147号
東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）
- 案件(5) 議案第148号
特定生産緑地の指定

令和元年度 第2回寝屋川市都市計画審議会 議事録

事務局

定刻となりましたので、只今より、「令和元年度第2回寝屋川市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます都市計画室の竹本でございます。よろしく願いいたします。

携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようにご協力をお願いします。

本日は、伊藤委員、三島委員より、欠席とのご連絡をいただいておりますが、委員15名のうち13名のご出席をいただいておりますので、寝屋川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを、ご報告いたします。

なお、伊藤委員の代理として、寝屋川警察署交通規制係の本田様にご出席頂いております。

なお、当審議会は、公開となっております、傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして市川副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

副市長の市川でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、公私ご多忙のなか、令和元年度第2回寝屋川市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、本市市政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日、お諮りさせていただきます議案は、「東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更」など5件でございます。

このうち、特定生産緑地の指定につきましては、本市ではじめての指定となりますが、内容につきましては、後ほど担当より説明させていただきますので、寝屋川市が快適で魅力ある都市であり続けるために、委員の皆様方におかれましては、幅広い見地からご意見をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。恐れいりますが、ここで副市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。

1. 次第
 2. 配席図
 3. 寝屋川市都市計画審議会委員名簿
 4. 寝屋川市都市計画審議会条例
 5. 令和元年度第2回寝屋川市都市計画審議会議案書
 6. 令和元年度第2回寝屋川市都市計画審議会資料
- となっております。

各資料につきましては、事前に配布をさせていただいておりますが、お持ちでない方や、不足等のある方は、お申

し出いただきますよう、お願いいたします。

本日の会議録については、後日、市のホームページ及び市役所情報コーナーにて公開させていただきます。

それでは、これより本日の案件に入らせていただきます。

熊谷会長、進行の方、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、案件に入らせていただきますが、

案件(1)東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）、案件(2)東部大阪都市計画用途地域の変更（市決定）、案件(3)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）につきましては、関連する案件でありますので、事務局から説明と質疑応答について一括で行い、審議については順番に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

それでは、事務局から説明して下さい。

事務局

それでは、案件(1)議案第 144 号「東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）」からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明は、主に前方のスクリーンでさせていただき、お手元の議案書の 1 ページから 4 ページ、資料の 1 ページから 6 ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせてご覧ください。

当該地区の位置を示した位置図です。市域の東部に位置する地区です。

次に、変更する理由は、打上高塚町土地区画整理事業において、事業区域との整合を図るため、都市計画変更を行うものです。

変更する内容は、2項目あり、1つ目が区域の変更で、平成29年2月27日に決定した当該土地区画整理事業の区域から、事業認可を行った区域に変更するものです。

2つ目は、JR寝屋川公園駅の駅名改称に伴い、計画書に記載されている都市計画道路の名称を変更するものです。

1つ目の変更項目である、区域の対照を示した区域対照図です。赤色実線で囲まれた黄色で着色している区域、約300平方メートルを区域から削除するものです。

次に、2つ目の変更項目である計画書ですが、赤字で示しております都市計画道路名称を変更するものです。

次に、都市計画案の縦覧結果についてご報告いたします。

縦覧期間は、令和元年10月16日(水)から10月30日(水)まで、意見書提出期間は、縦覧期間と同じ、縦覧場所は、まち政策部都市計画室、都市計画案の縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(1)議案第144号「東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更(市決定)」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、案件(2)議案第145号「東部大阪都市計画用途地域の変更(市決定)」をご説明させていただきます。

説明は、主に前方のスクリーンでさせていただきます、お手元の議案書の5ページから8ページ、資料の7ページから10ページが本案件に関するページですので、こちらをあわせてご覧ください。

変更する理由は、打上高塚町土地区画整理事業の区域変更に伴い、用途地域を変更するものです。

変更する内容は、土地区画整理事業の区域から区域外となる箇所を土地区画整理事業決定前の用途地域に戻す変更をするものです。

変更する箇所は、先程ご説明いたしました、土地区画整理事業の区域から削除した赤色実線で囲まれた黄色で着色している区域であり、変更する用途地域は、現在の近隣商業地域、建蔽率 80 パーセント、容積率 300 パーセントから、第 1 種住居地域、建蔽率 60 パーセント、容積率 200 パーセントに戻す変更をするものです。

次に、都市計画案の縦覧結果についてご報告いたします。

縦覧期間は、令和元年 10 月 16 日(水)から 10 月 30 日(水)まで、意見書提出期間は、縦覧期間と同じ、縦覧場所は、まち政策部都市計画室、都市計画案の縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(2)議案第 145 号「東部大阪都市計画用途地域の変更（市決定）」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、案件(3)議案第 146 号「東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）」をご説明させていただきます。

説明は、主に前方のスクリーンでさせていただき、お手元の議案書の 9 ページから 12 ページ、資料の 11 ページから 15 ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせてご覧ください。

変更する理由は、打上高塚町土地区画整理事業の区域変更に伴い、地区計画の区域を変更するものです。

変更内容は、土地区画整理事業の区域から区域外となる箇所を地区計画の区域外とするものです。

変更する箇所は、先程ご説明いたしました、土地区画整理事業の区域から削除した赤色実線で囲まれた黄色で着色している区域です。

次に、都市計画原案の縦覧結果についてご報告いたします。

縦覧期間は、令和元年9月13日(金)から9月27日(金)まで、意見書提出期間は、令和元年9月13日(金)から10月4日(金)まで、縦覧場所は、まち政策部都市計画室、都市計画原案の縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

最後に、都市計画案の縦覧結果についてご報告いたします。

縦覧期限は、令和元年10月16日(水)から10月30日(水)まで、意見書提出期間は、縦覧期間と同じ、縦覧場所は、まち政策部都市計画室、都市計画案の縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(3)議案第146号「東部大阪都市計画地区計画の変更(市決定)」の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(1)から案件(3)の説明が終わりました。これより、内容について、ご質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

委員

区域外となる箇所の地権者のご意向、当該箇所が区域外となる理由と経過について説明していただきたい。

事務局

地権者との交渉等につきましては、当初、土地区画整理準備組合設立の際には同意していただいておりますが、その後、準備組合とのヒアリング等を行っていく中で、現在駐車場となっている当該箇所については、区域から除外

を求める旨のご意向を示されたものでございます。

委員

駐車場は営業用の駐車場なのか。

事務局

現在、営業されております。

委員

資料4ページの新旧対照図で、土地区画整理事業の既決定区域に飛び地が含まれている。以前説明されたかもしれないが、今期より審議会委員であるため、再度飛び地が区域に含まれている理由を伺いたい。離れた区域が決定されているため、間に住宅地が広がっているが、この住宅地の取扱いはどうなっているのか。

事務局

離れた箇所が土地区画整理事業の区域であることにつきましては、問題ございません。理由につきましては、旧水元村役場である当該地の土地利用を含めた土地利用の促進を図るためでございます。

委員

その点は理解した。区域から外れている地域には住宅が立ち並んでいるが、土地区画整理事業の区域内だけではなく、区域外の都市計画道路寝屋川公園駅前線の事業が、スムーズに進むように交渉は進められているのか。

事務局

土地区画整理事業につきましては、順調に進んでおります。都市計画道路寝屋川公園駅前線につきましても、事業が順調に進むよう交渉を行っているところでございます。

会長

他にございませんか。無いようでございますので、質

疑を打ち切ります。

案件(1)東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(1)東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

続きまして、案件(2)東部大阪都市計画用途地域の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(2)東部大阪都市計画用途地域の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

続きまして、案件(3)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(3)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

続きまして、案件(4)東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）について、事務局より説明して下さい。

事務局

案件(4)議案第 147 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の

変更（市決定）」についてご説明いたします。

説明は前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の13ページから15ページ、資料の16ページから48ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせてご覧ください。

資料の17ページをご覧ください。

生産緑地地区は、寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としているものです。

今回、この生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第3条第1項に基づく生産緑地地区の指定、同法第8条第4項に基づく通知に係る行為の完了、同法第10条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴い、生産緑地地区を区域変更、又は、廃止を行うものです。

次に、資料の18ページをご覧ください。

変更を予定している生産緑地地区の位置図です。

「区域を変更する地区」を黄色の三角（▲）、「廃止する地区」を赤色の四角（■）で表しております。

次に、議案書の15ページ及び資料の19ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の変更に係る計画書です。

黄色枠内が区域変更を行う地区、赤色枠内が廃止する地区です。

次に、資料の20ページ及び21ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の変更に係る新旧対照表です。変更を予定している19地区につきまして、変更前後の面積や変更理由等を記載したものです。

変更後の生産緑地地区の合計につきましては、地区数は

昨年に比べ7地区減少し279地区となり、面積は昨年に比べ約0.87ヘクタール減少し、約60.63ヘクタールとなるものです。

次に、資料の22ページから47ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の変更につきまして、地区別にご説明いたします。

まず、「木屋元町4」です。所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域を追加するものです。

次に、「美井元町3」です。縦線及び点の区域につきまして、買取り申出による行為制限解除後に所有権の移転があり、新たな所有者から追加指定の申出があったため、廃止した上で追加するものです。

次に、「太間町2、点野一丁目2、及び、点野二丁目1」です。

まず、「太間町2」です。点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「点野一丁目2」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「点野二丁目1」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の死亡により廃止するものです。

次に、「石津元町2、及び、石津元町3」です。両地区の間の、点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、両地区を合併するものです。

次に、「田井町2」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の死亡により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「国松町 3、及び、国松町 4」です。

まず、「国松町 3」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「国松町 4」です。点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「池田本町 3、及び、池田本町 4」です。縦線の区域につきまして、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づく公共施設の設置が完了したことにより廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「太秦桜が丘 2」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「寝屋南一丁目 3」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「高柳六丁目 7」です。点の区域につきまして、所有者の申出により、新たに生産緑地地区に指定するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「成美町 1」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「上神田一丁目 5、上神田一丁目 7、及び、中神田町 12」です。

まず、「上神田一丁目 5」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区域に変更するものです。

次に、「上神田一丁目 7」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものです。

次に、「中神田町 12」です。縦線の区域につきまして、主たる従事者の故障により廃止するものであり、黄色の区

域に変更するものです。

最後に、資料の 48 ページをご覧ください。

「都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧」につきまして、ご報告いたします。

令和元年 10 月 17 日(木)から 10 月 31 日(木)までの 2 週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(4)議案第 147 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(4)の説明が終わりました。ご質問と併せまして、ご審議をお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

委員

資料 29 ページの【太間町 2】について、今回の指定は、農業用倉庫が設置されているからだと理解して良いのか。

事務局

現場調査において、写真の状態でしたので、農地であると判断し、指定させていただくことにしました。

ブロック塀の右側に、苗の状態のものが植えられています。また、奥の物置には、肥料等が置かれていますが、農機具は常設されるものではございません。

委員

今回の指定箇所は、ブロック塀の右側に苗が植えられている等の状態から指定可能という理解で良いか。

事務局

その通りでございます。現状のまま問題ないと考え

ております。

委員

説明の中で、主たる従事者の故障が何度も使われていたが、具体的に主たる従事者の故障はどのような場合を指すのか。

事務局

生産緑地法上、主たる従事者が故障に至った場合には、買取り申出することができます。生産緑地法施行規則第4条に掲げられており、具体的には、両眼の失明、精神の著しい障害、あるいは手足の著しい障害等により農業に従事することができないと判断されるものにつきまして、故障と定義されております。

故障の判断をする際には、国からも指導されておりますが、農業に従事することが不可能である旨を記載した医師の診断書等を添付していただいております。

会長

他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

案件(4)議案第147号東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(4)議案第147号東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

続きまして、案件(5)特定生産緑地の指定について、事務局より説明して下さい。

案件(5)議案第 148 号「特定生産緑地の指定」につきまして、ご説明いたします。

説明は前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の 16、17 ページ、資料の 50 ページから 69 ページが本案件に関するページですので、こちらをあわせてご覧ください。

資料の 51 ページをご覧ください。

特定生産緑地につきましては、生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項において、「市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。」とされていることから、指定するものでございます。

また、同第 3 項に基づき、本審議会におきまして、意見聴取させていただくものでございます。

次に、資料の 52 ページをご覧ください。本市の特定生産緑地の指定方針でございます。

都市緑地法等の改正、関連する上位計画及び本市の市街地の状況等を鑑み、次の要件を満たす生産緑地について、所有者の意向に基づき指定するものでございます。

- ① 申出基準日が近く到来する生産緑地であること。
- ② 農地として適正に管理されていること。
- ③ 農地等利害関係人全員の同意を得ていること。

次に、資料の 53 ページをご覧ください。特定生産緑地の指定手続きでございます。

今年 4 月から特定生産緑地の指定申出の受付を行ったところございまして、本審議会にて意見聴取させていただ

いた後、特定生産緑地に指定し、その旨を公示するとともに、農地等利害関係人へ通知する予定でございます。

次に、議案書の 17 ページ及び資料の 54 ページをご覧ください。特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧表でございます。

今年指定の申出があったものは表に記載しているとおりでございまして、「池田本町 1」から「美井元町 3」まで合計 19 地区でございます。以下、地区ごとにご説明いたしますので、こちらの表と前方のスクリーンの指定図を合わせてご覧ください。

まず、「池田本町 1」でございます。

生産緑地地区の区域を赤色で、特定生産緑地に指定する区域を青色で示しておりまして、生産緑地地区面積 0.05 ヘクタール全てを特定生産緑地に指定するものでございます。

次に、「上神田一丁目 5」及び「上神田二丁目 4」でございます。

「上神田一丁目 5」につきましては、生産緑地地区面積 0.43 ヘクタールの内 0.32 ヘクタールを、「上神田二丁目 4」につきましては、0.42 ヘクタールの内 0.26 ヘクタールを、それぞれ特定生産緑地に指定するものでございます。

次に、「河北中町 5」及び「河北中町 6」でございます。

「河北中町 5」につきましては、生産緑地地区面積 0.39 ヘクタールの内 0.23 ヘクタールを、「河北中町 6」につきましては、0.20 ヘクタールの内 0.11 ヘクタールを、それぞれ特定生産緑地に指定するものでございます。

次に、「木田町 1」及び「木田町 3」でございます。

「木田町 1」につきましては、生産緑地地区面積 0.38 へ

クタールの内 0.14 ヘクタールを、「木田町 3」につきましては、0.23 ヘクタールの内 0.04 ヘクタールを、それぞれ特定生産緑地に指定するものでございます。

次に、「葛原二丁目 1」、「葛原二丁目 2」及び「点野五丁目 2」でございませう。

「葛原二丁目 1」につきましては、生産緑地地区面積 0.92 ヘクタールの内 0.64 ヘクタールを、「葛原二丁目 2」につきましては、0.17 ヘクタールの内 0.03 ヘクタールを、「点野五丁目 2」につきましては、0.21 ヘクタールの内 0.07 ヘクタールを、それぞれ特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「高柳六丁目 5」でございませう。

生産緑地地区面積 0.13 ヘクタールの内 0.08 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「高柳栄町 1」でございませう。

生産緑地地区面積 0.28 ヘクタールの内 0.10 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「太間町 2」でございませう。

生産緑地地区面積 0.35 ヘクタールの内 0.05 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「仁和寺本町三丁目 8」でございませう。

生産緑地地区面積 0.17 ヘクタールの内 0.13 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「寝屋二丁目 5」でございませう。

生産緑地地区面積 0.17 ヘクタール全てを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「東神田町 2」でございませう。

生産緑地地区面積 0.18 ヘクタールの内 0.16 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございませう。

次に、「東神田町 7」及び「東神田町 8」でございます。

「東神田町 7」につきましては、生産緑地地区面積 0.06 ヘクタールの全てを、「東神田町 8」につきましても、0.42 ヘクタールの全てを、それぞれ特定生産緑地に指定するものでございます。

次に、「美井元町 3」でございます。

生産緑地地区面積 0.44 ヘクタールの内 0.06 ヘクタールを特定生産緑地に指定するものでございます。

資料の 68 ページをご覧ください。

最後に、来年度以降のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

生産緑地の都市計画決定日別の特定生産緑地の指定期限・受付期間を表にまとめたもので、平成 4 年当初に決定した生産緑地の申出基準日は、令和 4 年 11 月 30 日でございます。

資料の 69 ページをご覧ください。

平成 4 年当初に決定され 30 年後の令和 4 年に特定生産緑地の指定期限を迎えることになる生産緑地における、指定希望申出の受付や指定の流れを図化したものでございます。申出の受付は、令和 4 年 7 月まで行う予定でございます。また、特定生産緑地の指定は年 1 回を予定しており、令和 4 年まで計 4 回行う予定でございます。

以上で、案件(5)議案第 148 号「特定生産緑地の指定」の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(5)特定生産緑地の指定の説明が終わりました。ご質問をお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

委員 生産緑地指定後 30 年経過する前に特定生産緑地に指定しなければならないということだが、指定対象となる全体の生産緑地の面積や、平成 4 年指定の生産緑地の割合がどの程度なのかを伺いたい。

事務局 特定生産緑地の指定対象となる生産緑地につきましては、案件(4)でご審議いただいた生産緑地地区面積である約 60.63 ヘクタールでございます。ただし、生産緑地指定後 30 年経過する日を申出基準日と申しますが、申出基準日が近く到来するものとして特定生産緑地指定の受付を開始したものは、平成 4 年に決定したものでございます。

平成 4 年指定の生産緑地の割合は、全体の約 8 割であると把握しております。

委員 残りの約 2 割について、各年度の指定された生産緑地の割合を把握しているのであれば伺いたい。

事務局 平成 5 年以降も生産緑地を指定しておりますが、平均して約 0.5 パーセントから約 3 パーセントの間で推移しております。

委員 特定生産緑地制度は、寝屋川市のみどりを守る施策であるので、是非ともしっかりした対応をしていただきたい。

今回指定される特定生産緑地は、受付対象となる生産緑地の何割なのか。

事務局 先ほどご説明させていただいた 19 地区は、合計で約 3.12 ヘクタールでございます。全体の生産緑地約 60.63 ヘクタールに対して約 5 パーセント、平成 4 年指定の生産緑

地に対して約 6 パーセントとなります。

委員

令和 4 年までに約 8 割を指定しなければならないが、令和 2 年以降どのように指定されていくと考えられるか。

事務局

本市は申出方式を採っており、生産緑地の所有者からの申出に応じて指定していくため、正確な割合や進捗は申し上げにくいところですが、国の調査によれば、全体の約 6 割の方が所有する生産緑地全てを特定生産緑地に指定を希望されており、残る約 2 割の方についても一部の指定を希望されているということで、全体の 6 割から 8 割が特定生産緑地の指定を希望されているとの調査結果が出ております。

現在も指定受付中であり、順次申出がなされておりますが、今後も引き続き、所有者に対し周知をさせていただき、指定促進を図ってまいりたいと考えております。

委員

多くの方から特定生産緑地に指定していただくことができるよう、円滑な事務手続き等をお願いしたい。

また、特定生産緑地に指定する場合と指定しない場合の違いについて伺いたい。

事務局

特定生産緑地に指定する場合、生産緑地に適用されている相続税の納税猶予制度や固定資産税の農地課税等の税制が継続されるメリットがございます。指定しない場合、固定資産税が宅地並み課税となり、次回生じる相続において納税猶予制度が適用されなくなります。

また、賃借の円滑化の点では、生産緑地と特定生産緑地とでは扱いの違いはございません。

委員 新しい制度として、第三者に対する賃借における条件が異なると聞いたが、違いはないのか。

事務局 農地保全の観点から、都市農地の賃借の円滑化に関する法律が新たに制定されまして、第三者に対する賃借の際に一定の手続きを経ることになります。具体的には、市町村に事業計画を提出していただき、要件を満たした場合には、農業委員会で認定した上で賃借することができます。その際に条件が異なりますので、条件を満たせば賃借をすることができます。

委員 新たな制度であると聞いていたため、みどりの保全の観点から十分にご対応いただきたい。

仮に、申出基準日までに特定生産緑地の指定を受けられなかった場合、救済措置はあるのか。

事務局 対象者全員へ周知をさせていただき、申出基準日までに指定を受けるか否かを選択していただくことが重要であると考えています。万が一、基準日経過後に指定の意向が変わり、再度生産緑地として継続を希望される場合は、生産緑地法により特定生産緑地に指定することはできませんが、国から生産緑地として再指定することは可能であるとの回答を得ておりますので、その方向で検討したいと考えております。

委員 これまで特定生産緑地の指定希望申出がなされたもののうち、指定不可であったものはあったのか。

事務局	現時点では、そのような事例はございません。
委員	来年以降、順次、平成5年度以降に指定された生産緑地が特定生産緑地に指定されていくが、件数は増えるのか。
事務局	農協さんや市が主催する研修会等に出向かせていただき、指定受付を開始していることや今後のスケジュール、制度の説明等を行う機会を活用し周知に努めていきたいと思っております。今後特定生産緑地指定の件数が増えていくものと考えており、また希望もしております。
委員	現在指定されている生産緑地地区のうち、全部を特定生産緑地に指定する場合と一部を特定生産緑地に指定する場合があったが、生産緑地地区に指定した時点で違いがあったのか。
事務局	赤く囲まれた区域が生産緑地地区なのですが、筆や所有者が異なるもの、また、都市計画決定の時期が異なるものもあります。そのため、一度に生産緑地地区全体が特定生産緑地に指定されず、段階的に指定されることがあります。
会長	特定生産緑地地区の最低面積はあるのか。
事務局	ご承知のとおり、本市では条例を制定しておりまして、生産緑地地区の最低面積を300平方メートル以上と規定しておりますが、特定生産緑地について面積要件はございません。

会長	他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。案件(5)特定生産緑地の指定について、ご意見ございませんか。
委員	意見なし
会長	ご意見が無いようですので、案件(5)特定生産緑地の指定については、原案どおりとさせていただきます。 本日の案件はすべて終了いたしました。慎重審議いただき誠にありがとうございました。
事務局	会長、議事進行、誠にありがとうございました。 最後に、寝屋川市まち政策部長の大坪より、閉会のごあいさつを申し上げます。
部長	大坪でございます。閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。 本日は、土地区画整理事業の変更をはじめ5つの案件がございましたが、貴重なご意見やご質問を賜り、ご承認いただき誠にありがとうございました。 これから忙しい年末を迎えますが、委員の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、益々ご活躍されますことをご祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。 本日は誠にありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。次回の開催は、先日お知らせしましたように、来年の2月17日の午後に予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和元年度第2回寝屋川市都市計画
審議会を閉会いたします。